

# 九州北部税理士会研修細則

制 定 平成15年12月19日

変 更 平成18年12月18日

## (趣旨)

**第1条** この細則は、会則第58条の2第2項の規定に基づき、九州北部税理士会（以下「本会」という。）が行う研修事業に関し、必要な事項を定める。

## (研修の種類)

**第2条** この細則において税理士会員が受講する研修は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会が主催、共催又は後援する研修
- (2) 日本税理士会連合会（以下「連合会」という。）が主催、共催又は後援する研修
- (3) 支部又は地区連絡協議会（以下「支部等」という。）が主催、共催又は後援する研修
- (4) 本会以外の税理士会（以下「他会」という。）又は他会の支部等が実施する研修で、受講しようとする税理士会員が、予め当該主催者の承諾を得た研修
- (5) 九州北部税理士協同組合、財団法人日本税務研究センターその他本会に関連する団体が主催する研修
- (6) 本会が認定した研修（以下「認定研修」という。）
- (7) 前各号のほか、本会が必要と認めた研修（以下「その他の研修」という。）

## (認定研修の範囲及び周知)

**第3条** 前条第6号の認定研修とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学、公的機関又は税務関連学会が実施する研修で、税理士会員を対象とし、研修内容、講師等の概要につき、予め当該主催者から文書による申請があり、本会が認定したもの
  - (2) 前号のほか、民間の企業又は団体が実施する研修で、税理士会員を対象とし、研修内容、講師等の概要につき、予め当該主催者から文書による申請があり、本会が特に認定したもの
- 2** 前項各号に規定する研修については、広報その他の手段により、税理士会員に周知を図ることとする。

### (その他の研修の範囲)

**第4条** 第2条第7号のその他の研修とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 税務官公署が実施する研修で、税理士会員を対象とし、かつ、税務に関するもの
- (2) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他法律で定める士業団体（税理士業務に隣接するものに限る。）の実施する研修
- (3) 前各号のほか、研修内容、受講対象等の要件を満たしているもので、本会が特に必要と認めた研修

### (研修の形態)

**第5条** 第2条の研修は、有料若しくは無料の別又は会場参加方式若しくはマルチメディアを利用する方式等の形態を問わないものとする。

- 2 マルチメディアを利用する方式とは、インターネット配信又はビデオテープ若しくはCD-ROM（他の電磁的記憶媒体を含む。）等を媒体とする方式をいう。

### (研修の実施)

**第6条** 本会は、一事業年度に36時間以上の研修を実施する。

- 2 前項の研修には、第2条第2号及び第3号の研修を含めるものとする。ただし、前項の研修時間の計算に当たっては、連合会が主催する登録時研修は含めない。

### (研修の受講時間)

**第7条** 税理士会員は、第2条各号に規定する研修を一事業年度に合わせて36時間以上受講するように努めなければならない。

- 2 前項に規定する受講時間のうち、税理士会員は少なくとも第2条第1号から第3号に規定する研修を一事業年度に合わせて13時間以上受講するように努めなければならない。
- 3 事業年度中途での新規登録会員の受講時間は、入会月の翌月からの月数按分とし、登録時研修の受講時間は第1項に含める。

### (受講時間の認定)

**第8条** 本会は、税理士会員の届出により、次の各号に掲げる時間を前条第1項の受講時間として認定する。

- (1) 第2条第1号から第6号に規定する研修の講師（研究発表者・パネラー等を含む。以下同じ。）又は本会、支部等を通じて依頼のあった外部研修の

講師を務めた場合は、当該研修時間の3倍の時間

- (2) 第2条第1号から第6号に規定する研修に関し、当該研修を収録したビデオテープ又はCD-ROM（他の電磁的記憶媒体を含む。）等により研修した場合は、当該収録時間
- (3) 本会、支部等及び連合会の会務のうち、学術研究的会務に参加した場合は、当該参加した時間

#### （受講時間認定の制限）

**第9条** 第4条各号に規定する研修を受講した場合の受講時間及び前条の規定により認定された受講時間のうち、税理士会員が第7条第1項に規定する受講時間として算定できる時間は、一事業年度につき18時間を限度とする。ただし、事業年度中途での新規登録会員については、入会月の翌月からの月数按分した時間とする。

#### （研修の免除）

**第10条** 税理士会員は、病気療養等により、第2条各号に規定する研修を受講できない場合には、届出により、第7条に規定する受講時間の一部又は全部の免除を受けることができる。

#### （受講記録の管理保存）

**第11条** 本会は、自己管理方式、事務局名簿管理方式その他の方式により税理士会員の研修の受講時間、受講率等の状況を把握し、これらの記録を管理保存する。

#### （受講記録の報告）

**第12条** 税理士会員は、本会が自己管理方式により研修の受講記録を管理保存する場合においては、本会が定める研修受講カード（自己管理票）に一事業年度における研修の受講状況を記録し、事業年度終了後3月以内に、その写しを本会に提出しなければならない。

#### （研修結果の報告）

**第13条** 支部等は、その実施した研修結果を本会に報告しなければならない。

#### （連合会への報告）

**第14条** 本会は、一事業年度ごとに第2条第1号及び第3号に関する研修の内容、受講率等の結果を連合会に報告するものとする。

(報告書等)

**第15条** この細則に定める報告書等の様式については、別に定める。

附 則

この細則は、平成15年12月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この細則の変更は、平成18年12月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。